

小平・村山・大和衛生組合における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

令和3年3月30日

小平・村山・大和衛生組合

管理者 小林正則

小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）における女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、小平・村山・大和衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までとする。

2 本計画の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、事務局長を始めとする管理職の会議において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うものとする。

3 現在の状況と課題

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき課題を抽出した。

(1) 職員の採用

直近の採用である平成27年度では、男性2名、女性0名の採用であった。なお、採用試験申込者9名中、男性9名、女性0名であった。

(2) 仕事と家庭の両立

令和2年度では、育児休業の取得実績はなく、出産介護休暇及び育児参加休暇は取得対象者がいなかった。

なお、令和2年の年次休暇の平均取得状況は約15日であった。

4 本計画の数値目標

課題分析の結果、次のとおり目標を設定する。

(1) 職員の採用

今回の組合固有職員の採用（時期未定）にあつては、女性の採用試験の応募者数を、1人以上にする。

- ・ 前回計画策定の以降では、定年退職者の再任用を除き、組合固有職員の採用がなく、本計画の目標は、前回計画の目標を引き継ぐものとする。

(2) 仕事と家庭の両立

性別に関わりなく、職員が各種の休暇等を適切に活用することを通じて、仕事と家庭生活の調和を図り、子育て等のための時間を確保することができるようにするための指標として、職員の年次休暇の平均取得日数を、1人当たり年間16日以上にする。

- ・ 前回計画では、1人当たり年間13日以上を目標とし、これを平成30年に概ね達成した。本計画の目標は、前回計画策定以降、最多であった令和元年の実績を維持するものとして、1人当たり年間16日以上とする。

5 目標達成のための取組

数値目標の目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 職員の採用

今回の採用実施時には、各種の子育て支援制度の紹介等、女性が活躍できる職場であることをパンフレット、リーフレット等で周知することを通じて、女性が応募しやすい環境を整える。

(2) 仕事と家庭の両立

① 年次休暇の取得促進

職員が取得しやすいよう職員相互の協力体制をつくり、定期的に休暇取得状況を確認し、休暇取得の少ない職員については個別に確認し、取得を促す。

また、特に、子育て中の職員については、保育園・幼稚園・学校行事（保護者会、運動会等）のために年次休暇等を取得しやすい職場環境の醸成を図る。

② 休暇・休業制度の周知及び啓発

年次休暇のほか、他の休暇や休業等の制度及び出産費用の給付金等の情報を職員に周知し、活用促進を図る。

③ 職場の支援や協力体制の整備

出産を控えている全ての男女に対し、所属長による面談を行い、休暇・休業等の制度等の活用を促し、取得に配慮する。

また、上記の休暇等を組み合わせて、男性職員が配偶者の出産等の期間に連続休暇を取得できるように配慮する。